

知識編

4. 健康保険

(4) 健康保険の給付

講座名

1. 療養の給付・高額療養費

本講座の内容は、
2014年12月1日時点での
法律に基づいています。

担当：社会保険労務士 田村保実

1. 療養の給付・高額療養費

Question

Q：標準報酬月額26万円である70歳未満の被保険者が、入院療養し、ある月の医療費の窓口負担(一部負担金)が10万円であった。この場合、高額療養費の対象とならないか？

1. 療養の給付・高額療養費

A : 標準報酬月額26万円であれば、月の自己負担限度額は57,600円となり、10万円との差額の42,400円は払い戻される。なお、あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受け病院に提示することで、自己負担限度額を超える窓口負担は請求されない。

その他の論点

- 保険給付の種類
- 療養の給付
- 高額療養費


療養の給付・高額療養費の詳細講座は、
有料動画で学ぶことができます。


詳細講座は


<http://www.soumu-douga.com/>

でご覧下さい。

動画  で学ぶ
労務のプロ

 ホーム

 よくある質問

 ご利用者様の声

 ユーザー登録

 ログイン

講座一覧
Course List

ご利用方法
How to use

講座案内/料金
Guidance

講師紹介/会社概要
Company Profile

お問い合わせ
Contact us

労務管理や労働・社会保険の仕事が
すぐに動画で  どんどん分かる！

人事労務のスペシャリスト「社会保
険労務士」が人事のお仕事に関する
基本的な知識と実務を動画で丁寧に
解説します！



パソコン
OK!



タブレット
OK!



スマホ
OK!



労務のプロ



検索

労務のプロ
で検索！

